

平成19年第4回(6月)みなかみ町議会定例会会議録第3号

平成19年6月21日(木曜日)

議事日程 第3号

平成19年6月21日(木曜日) 午前9時開議

- | | | |
|-------|-------------------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 発議第7号 | みなかみ町議会委員会条例の一部を改正する条例について |
| | 発議第8号 | みなかみ町議会会議規則の一部を改正する規則について |
| 日程第 2 | 議案第60号 | 平成19年度建設機械整備除雪ドーザ5t級購入契約の締結について |
| 日程第 3 | 請願第8号 | 後期高齢者医療保険制度の大幅見直しを求める請願 |
| 日程第 4 | 請願第9号 | 「最低賃金の改善を求める意見書」提出についての請願 |
| 日程第 5 | 陳情第6号 | 後閑地区、町営住宅入口道路を拡幅のお願い |
| 日程第 6 | 議案第53号 | みなかみ町営温泉センター「三峰の湯」条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第54号 | みなかみ町ふれあい・やすらぎ温泉センター条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第55号 | みなかみ町健康福祉施設「湯テルメ・谷川」条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第56号 | 指定管理者の指定について(みなかみ町湯桧曾公園) |
| 日程第 7 | 議案第57号 | 平成19年度みなかみ町一般会計補正予算(第1号)について |
| 日程第 8 | 議案第58号 | 平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について |
| | 議案第59号 | 平成19年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第 9 | 発議第9号 | 最低賃金の引き上げを求める意見書提出について |
| 日程第10 | 閉会中の継続審査・調査申出について | |
| 日程第11 | 字句等の整理委任について | |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (23人)

1番	前田善成君	2番	阿部賢一君
3番	林一彦君	4番	山田庄一君
5番	河合生博君	6番	林喜美雄君
7番	原澤良輝君	8番	穂苅清一君
9番	島崎栄一君	10番	高橋市郎君
11番	久保秀雄君	12番	小野章一君
13番	中村正君	14番	鈴木幸久君
15番	河合幸雄君	16番	鈴木勲君
17番	森下直君	18番	根津公安君
19番	速水一浩君	20番	本多秀律君
21番	倉澤長男君	22番	阿部源三君
23番	傳田創司君		

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務職員の名

議会事務局長	林耕平	議事係長	林和也
書記	深代和恵		

説明のため出席した者

町長	鈴木和雄君	副町長	腰越孝夫君
収入役	大川浩一君	教育長	登坂義衛君
総務課長	鬼頭春二君	水上支所長	小野良一君
新治支所長	山賀晃男君	総合政策課長	林昭君
税務課長	林文博君	保健福祉課長	阿部一司君
環境課長	阿部正君	農政課長	阿部行雄君
観光商工課長	木村一夫君	地域整備課長	若桑一雄君
上下水道課長	鈴木初夫君	学校教育課長	石坂武君
生涯学習課長	宮下達男君		

開 議

午前9時開議

議 長（傳田創司君） みなさん、おはようございます。

本日は定刻までにご参集いただき誠に有り難うございます。

ただ今の出席議員は、23名で定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

会議を開く前に申し上げます。本日も議場の中が暑くなると思われまますので、上着につきましては省エネ、また経費節減のご協力も含めご自由をお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第3号のとおりであります。

議事日程第3号により議事を進めます。

日程第1 発議第7号 みなかみ町議会委員会条例の一部を改正する条例について 発議第8号 みなかみ町議会会議規則の一部を改正する規則について

議 長（傳田創司君） 日程第1、発議第7号、みなかみ町議会委員会条例の一部を改正する条例について、発議第8号、みなかみ町議会会議規則の一部を改正する規則について、以上2件を一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

（事務局朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、提出者河合幸雄君より一括して提案理由の説明を求めます。

15番河合幸雄君。

（15番 河合幸雄君登壇）

15番（河合幸雄君） 発議第7号、みなかみ町議会委員会条例の一部を改正する条例について、発議第8号、みなかみ町議会会議規則の一部を改正する規則について、以上2件は関連がございますので一括して提案理由を申し上げます。

発議第7号につきましては、みなかみ町議会委員会条例の第2条常任委員会の所管について、町の所管事務に併せて常任委員会の所管事務を改正するものです。

総務・文教常任委員会は、「町政一般、庶務、財政、地域振興、消防・防災、学校教育、社会教育並びに自家用有償バス事業、他委員会に属しない事項。」

厚生常任委員会は、「保健福祉、戸籍・住民登録、国民健康保健、介護保険、上下水道、環境衛生等に関する事項。」

産業・観光常任委員会は、「農林水産、商工観光、地域整備、都市計画、町営住宅、スキー場、温泉事業等に関する事項」であります。

次に発議第8号については、平成18年10月20日付けで地方自治法の一部改正に伴う標準町村議会会議規則の改正があり、一部3月定例会議で改正になってはいますが、会議規則第14条第2項の次の部分に、次の1項を加えるものです。

「3委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。」を設けるものであります。

この内容としては、委員会が議案を提出する場合は、委員会の代表者である委員長が提出者となり、案をそなえ、理由を付け、議長に提出するというものであります。

実際に委員会が提出する場合の手続きは、委員会内で調整を行い、委員会で決定し、これを委員長が提出することになります。よろしくご審議の上ご決定下さいますようお願い申し上げます。

議長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより発議第7号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて発議第7号の質疑を終結いたします。次に発議第8号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて発議第8号の質疑を終結いたします。これより発議第7号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて発議第7号の討論を終結いたします。発議第7号、みなかみ町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第7号、みなかみ町議会委員会条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議長（傳田創司君） これより発議第8号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて発議第8号の討論を終結いたします。

発議第8号、みなかみ町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第8号、みなかみ町議会会議規則の一部を改正する規則については原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第60号 平成19年度建設機械整備除雪ドーザ5t級購入契約の締結について

議長（傳田創司君） 日程第2、議案第60号、平成19年度建設機械整備除雪ドーザ5t級購入契約の締結についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

(事務局朗読)

議長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 議案第60号についてご説明申し上げます。

新治支所管内の道路除雪に使用しております4t級ドーザが購入後26年を経過し、老朽化が著しいことから、国交省の機械購入3分の2の補助を受けまして、老朽建設機械の更新整備を行うものであります。本提案につきましては、去る6月18日、「平成19年度建設機械整備除雪ドーザ5t級購入について、指名競争入札に付し、入札の結果、契約金額716万1千円、新潟市西区山田2307番地、コマツ新潟㈱代表取締役・塚本宏昭、を契約の相手方とし、購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議の上ご議決下さいますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

議長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第60号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第60号の質疑を終結いたします。

これより、議案第60号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第60号の討論を終結いたします。

議案第60号、平成19年度建設機械整備除雪ドーザ5t級購入契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号、平成19年度建設機械整備除雪ドーザ5t級購入契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第3 請願第8号 後期高齢者医療保険制度の大幅見直しを求める請願

議長(傳田創司君) 日程第3、請願第8号、後期高齢者医療保険制度の大幅見直しを求める請願を議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

厚生常任委員長中村正君。

(厚生常任委員長 中村 正君登壇)

厚生常任委員長(中村 正君) 本委員会に付託されました請願第8号、後期高齢者医療保険制度の大幅見直しを求める請願について、委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。保健福祉課よりは、この制度は平成19年度2月設置で、75歳以上を対象にし

た制度であり、事務の効率化並びに税制の安定化を図るべくスタートした旨の説明の後、質疑に入り、各委員からは、広域連合の規約に運営協議会の項目が入っているのか、夫婦二人の場合は二人とも保険料が引かれるのか、請願趣旨にある年額7万5千円は高齢者が負担できないとあるが現状とかけ離れているのか等の質疑の後、本来ならば、採択すべきと思うが、請願趣旨と請願事項が一致していないので採択するわけにはいかない。趣旨は理解できるので趣旨採択でどうかとの意見のもとに、討論、採決の結果、本請願は全会一致を以て趣旨採択とすべきものと決定いたしました。

以上申し上げ委員長報告といたします。

議 長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより請願第8号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて請願第8号の質疑を終結いたします。

これより、請願第8号について討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は、趣旨採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて請願第8号の討論を終結いたします。

請願第8号、後期高齢者医療保険制度の大幅見直しを求める請願を採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、趣旨採択であります。

本請願は、趣旨採択とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第8号、後期高齢者医療保険制度の大幅見直しを求める請願は、趣旨採択とすることに決定いたしました。

日程第4 請願第9号 「最低賃金の改善を求める意見書」提出について 陳情第6号 後閑地区、町営住宅入口道路を拡張のお願い

議 長（傳田創司君） 日程第4、請願第9号、最低賃金の改善を求める意見書提出について、日程第5、陳情第6号、後閑地区、町営住宅入口道路を拡張のお願い、以上2件を一括議題といたします。所管の委員長報告を求めます。

産業観光常任委員長久保秀雄君。

（産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇）

産業観光常任委員長（久保秀雄君） 本委員会に付託されました請願第9号、最低賃金の改善を求める意見書提出について、陳情第6号、後閑地区町営住宅入口道路を拡張のお願いについて、委員会における審査の経過と結果について以上2件を一括してご報告いたします。

まず、請願第9号についてご報告いたします。本請願の趣旨は、都市と地方、大企業と中小零細企業との間に生まれた格差によって労働条件にも大きな差が生じ、結果として労働条件の引き下げを招いています。最低賃金は、地域別にも決められており、群馬県の最低賃金は654円であります。この最低賃金を引き上げることによって、労働条件を引き

上げ、地方と都市部、大企業と中小零細企業との格差を改善し、国民生活の向上を図ろうとするものであります。各委員からは、大都市・地方都市を比較したとき、格差を感じる等の意見があり、以上質疑を終わり、採決の結果、請願第9号は全会一致を以て採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第6号についてご報告いたします。審査に先立ち、担当課長及び課長補佐等の同行を求め、現地調査を実施し現況を十分調査した上で陳情審議に入りました。本陳情は、後閑町営住宅地区住民代表の宮下廣氏、宮下宗作氏をはじめ39名の連名により、県道より町営住宅入口道路の早期拡幅を願うものであります。各委員からは、町営住宅建設から今日までの経緯はあるが何か対応はできないか等の意見があり、担当課からは想定される用地大部分については理解が得られると思う、また進める上でいろいろな話が出てくると思うが、代替地の提供など多面的な対応を誠意を持って対応したいとの説明を受け、以上質疑を終わり、採決の結果、本請願は全会一致を以て採択すべきものと決定いたしました。以上申し上げ委員長報告といたします。

次に、議事日程には継続審査のため掲載されておりませんが、陳情第5号、町道舗装のお願い、3月定例議会継続審査分であります陳情第1号、下津地内道路拡幅のお願いについて、ご報告申し上げます。

まず、陳情第5号について申し上げます。本陳情は、布施区長阿部長一郎氏、布施大清水隣保班長林健樹氏より大清水地区へ通じる町道の舗装を願うものであります。

大清水地区は、平成12年より協議が始まり、業者により開発がなされ、分譲された住宅地であります。開発協議の過程では、冬期の除雪及び進入道路の維持管理については「村の体制が整うまで、業者と林健樹氏とで進入路の除雪等維持管理を行う」となっております。現状は、雨水によって下の畑に砂利が流れ込み、緊急車輛の進入が困難等の問題が発生しています。

各委員からは、雨水排水もセットで対応すべき、道路改良するなら4m道路で対応を、町内に似たような事例があるが、土地も提供し、工事も個人で実施し、その後町へ寄付している等の意見があり、町が支給資材制度の活用を投げかけている現状を踏まえ、町・業者・住民と関連する土地所有者等、関係者がよく話し合い、地域の合意形成が重要である。以上質疑を終わり採決の結果、本陳情は全会一致を以て継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、3月定例議会で継続審査となりました陳情第1号、下津地内の水路拡張工事のお願いについて申し上げます。陳情第1号についても、3月議会で報告した内容に変わりなく、また6月27日に土木懇談会を計画している、それらを踏まえて引き続き継続審査とすべきものと決定いたしました。以上申し上げ委員長報告といたします。

議 長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより請願第9号について質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて請願第9号の質疑を終結いたします。

次に陳情第6号について質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて陳情第6号の質疑を終結いたします。

議 長（傳田創司君） これより、請願第9号について討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は、採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて請願第9号の討論を終結いたします。

請願第9号、「最低賃金の改善を求める意見書」提出についての請願を採決いたします。

本請願に対する委員長報告は採択であります。

本請願は、採択とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、請願第9号、「最低賃金の改善を求める意見書」提出については採択とすることに決定いたしました。

議 長(傳田創司君) これより陳情第6号について討論に入ります。

本陳情に対する委員長報告は、採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて請願第6号の討論を終結いたします。

陳情第6号、後閑地区町営住宅入口道路を拡幅のお願いを採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は採択であります。

本陳情は、採択とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第6号、後閑地区町営住宅入口道路を拡幅のお願いは採択とすることに決定いたしました。

**日程第6 議案第53号 みなかみ町営温泉センター「三峰の湯」条例の一部を改正する
条例について**

**議案第54号 みなかみ町ふれあい・やすらぎ温泉センター条例の一部を改正
する条例について**

**議案第55号 みなかみ町健康福祉施設「湯テルメ・谷川」条例の一部を改正
する条例について**

議案第56号 指定管理者の指定について(みなかみ町湯桧曾公園)

議 長(傳田創司君) 日程第6、議案第53号、みなかみ町営温泉センター「三峰の湯」条例の一部を改正する条例についてから、議案第56号、指定管理者の指定について(みなかみ町湯桧曾公園)、以上4件を一括議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

産業観光常任委員長久保秀雄君。

(産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇)

産業観光常任委員長(久保秀雄君) 本委員会に付託されました議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号について、委員会における審査の経過と結果について一括にてご報告いたします。

まず、議案第53号についてご報告申し上げます。みなかみ町営温泉センター「三峰の湯」は、町民をはじめ多くの人々に利用されてきましたが、利用の促進を図る立場から回数券、分湯料の条例化を図るものであります。各課から詳細説明の後、各委員から何ら意見なく、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第54号についてご報告申し上げます。今回の条例改正は、分湯料100リットルにつき50円の条例化を定めようとするものであります。担当課より詳細説明の後、各委員からは何ら意見なく、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。今回の条例改正は、入浴料金身体障害者・町民100円から200円に、一般150円から300円に、町民回数券3号該当者1冊10枚綴り700円から1,500円に改定しようとするものであります。町の入浴割引サービスが実施されていた中での指定管理者制度の導入など、取り巻く環境が大きく変化したことは否めない事実であります。町民はもとより町内外、多くの利用者に利用される施設となるように、なお一層努力されることを強く期待し、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第56号についてご報告申し上げます。みなかみ町湯桧曽地区にある湯桧曽公園を平成19年7月より、ゆびそ塾に指定管理者の指定をしようとするものであります。湯桧曽公園の中には、サッカー場、テニスコートがあり、平成19年度には、年度途中の指定管理者の指定ということで20万円、20年度には群馬県を中心として、群馬緑化フェア等が開催予定であり、それらの費用等も勘案して30万円、21年度以降には運営の強化を図り、指定管理料は0円とし、本来あるべき指定管理の姿にしたいとのことであります。以上で採決の結果、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

以上申し上げ委員長報告といたします。

議長(傳田創司君) 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより議案第53号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第53号の質疑を終結いたします。

次に、議案第54号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第54号の質疑を終結いたします。

次に、議案第55号について質疑はありますか。

8番穂苺清一君。

(8番 穂苺清一君登壇)

8番(穂苺清一君) 委員長報告に対して若干質問いたします。

湯テルメの料金が上がるわけですが、先ほど三峰の湯等の値上げについては利用の促進が言われていますから、改正について利用の促進が図れるということでもありますけれども、これについては、それぞれ確実な値上げになり、利用の促進が阻まれると考えられるのですが、これは先ほど報告説明の中で指定管理者制度云々と言うことがありましたけれども、指定管理者制度に移行することによって、値上げせざるを得ない状況になっているということと理解してよろしいのでしょうか。

議長（傳田創司君） 産業観光常任委員長久保秀雄君。

（産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇）

産業観光常任委員長（久保秀雄君） 湯テルメの関係ですけれども、指定管理者になったわけであり、それは町の無料入浴券が実施をされていた状況の中でなったということでもあります。そのことと今回の値上げについて直接議論された経緯がありませんので、その部分についてはお答えできません。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第55号の質疑を終結いたします。

次に、議案第56号について質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7番（原澤良輝君） 委員長報告の中で指定管理料の年次別の変化ということで20万円、30万円、21年は0円という形での報告はあったのですが、20年の緑化フェアで30万円になるとということと、21年が0円となることとの関連とですね、指定管理者になった場合のテニスコートなりサッカー場からの収入があると思うのですが、その辺の関連について議論した経過があれば教えて下さい。

議長（傳田創司君） 産業観光常任委員長久保秀雄君。

（産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇）

産業観光常任委員長（久保秀雄君） サッカー場については18年まで町営で運営をしていました。

テニスコートについては、水紀行館の中にある水の故郷が運営をしていたという実態があります。あの場所は谷川に行く人たちが多く通ることから、場所的にも恵まれていまして、年間相当の売り上げと言いますか、利用料が上がってきました。それらを足していくと何とか指定管理料無しで運営が出来るのではないかと、そして、それらについては、これからゆびそ塾に総て指定管理を委ねるということでもあります。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第56号の質疑を終結いたします。

議長（傳田創司君） これより議案第53号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第53号の討論を終結いたします。

議案第53号、みなかみ町営温泉センター「三峰の湯」条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号、みなかみ町営温泉センター「三峰の湯」条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

-
- 議 長（傳田創司君） これより議案第54号について、討論に入ります。
 本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。
 まず、原案に対する反対討論の発言を許します。
 （「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。
 （「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第54号の討論を終結いたします。
 議案第54号、みなかみ町ふれあい・やすらぎ温泉センター条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。
 本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。
 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
 （「異議なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
 よって、議案第54号、みなかみ町ふれあい・やすらぎ温泉センター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
-
- 議 長（傳田創司君） これより議案第55号について討論に入ります。
 本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。
 まず、原案に対する反対討論の発言を許します。
 8番穂苺清一君。
 （8番 穂苺清一君登壇）
- 8 番（穂苺清一君） 議案第55号、みなかみ町の健康保健施設「湯テルメ谷川」の条例一部改正に関する条例について反対討論をいたします。これは条例の9条関係の別表であります入浴料金表の内の町内の中学生及び身体障害者、そして町内の回数券や前売券を値上げするものであります。例えば料金は先ほども説明がありましたが、中学生が150円から大人並みの300円、身障者が100円から200円ということで、まさに子育て支援やあるいは障害者への思いやりというものを考えるとちょっと冷たい仕打ちではないかと言えるわけです。町村合併によって何でも値上がりしてしまうという声が、またこれによって聞こえてくるのではないかという、そういう懸念も私があります。
 むしろ、こういうささやかな形での収入増を図るという考え方ではなくて、もっと無駄な支出を止めるとか、そういった方法で問題を解決するのが正しい方法ではないかと考えますし、それによって条例が改悪されることについては反対いたします。以上です。
- 議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。
 6番林喜美雄君。
 （6番 林喜美雄君登壇）
- 6 番（林喜美雄君） 議案第55号、みなかみ町健康福祉施設「湯テルメ谷川」の条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論を行います。
 公有施設「湯テルメ谷川」につきましては、平成18年9月1日より平成21年3月31日までの間、指定管理者制度により、施設の管理運営を（株）水の故郷にお願いすることと

なっております。昨年、町の発行した年間無料券の発行等、入浴客は増しているものの、利用収入等は減額という結果を生じてしまったことも伺っております。

今回の料金改正であります、身体障害者等、利用料金が今改正により倍額になるということですが、管理運営上やむを得ないものと思ひ、条例改正に賛成するものであります。

議 長（傳田創司君） ほかに討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第55号の討論を終結いたします。
議案第55号、みなかみ町健康福祉施設「湯テルメ・谷川」条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。
よって、議案第55号、みなかみ町健康福祉施設「湯テルメ・谷川」条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第56号について、討論に入ります。
本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第56号の討論を終結いたします。
議案第56号、指定管理者の指定について（みなかみ町湯桧曾公園）を採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第56号、指定管理者の指定について（みなかみ町湯桧曾公園）は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第57号 平成19年度みなかみ町一般会計補正予算（第1号）について

議 長（傳田創司君） 日程第7、議案第57号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。
所管の委員長報告を求めます。
総務文教常任委員長根津公安君。
（総務文教常任委員長 根津公安君登壇）

総務文教常任委員長（根津公安君） 本委員会に付託されました議案第57号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算（第1号）について、委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

まず、歳入全般であります。歳入歳出それぞれ7,823万円を追加し、予算の総額を128億6,123万円とするものであります。

主なものとしては、14款国庫支出金、合併市町村補助金、補正前の額は3千万円で、1,200万円の減額の1,800万円であります。これらの質疑に対し、担当課の説明は、国は理由を示さず、はっきりした数字は毎回出さないということですが、総額は変わらないとし、残りについては後年度になるとのことでした。また、20款諸収入関東建設弘済会山岳資料館助成金400万円については、2款総務費山岳資料館にて立体模型を作成するための補助金であります。

また、町債につきましては、庁舎改修事業として2,850万円、統合小学校建設事業として3,340万円、両件とも合併特例事業債でございます。

つづいて歳出ですが、2款総務費山岳資料館（谷川山翠）屋根改修工事設計委託料30万円がかなり高額ではないかの質疑に対し、立地が豪雪地帯にあり、しっかりと積算根拠を基に改修工事を行いたいとのことでありました。

次に、10款教育費新治統合小学校建設事業費3,521万9千円ありますが、今回の補正予算に用地取得費が提案されていることから、去る6月14日本会議終了後に総務文教常任委員全員と、教育委員会からは教育長を始め職員3名が、統合小学校建設全体の進捗状況を含めた現地調査を行いました。この進入路用地取得の面積は、1,555㎡であり、購入費2,248万9千円あります。また、工事全体の進捗状況としては、約30%で計画のとおり進んでいるとのことでありました。

新築校舎の大きな特色としては、教室と廊下の間仕切りが無いオープンスペース、また図書館は地域の方々も利用できるよう開放され、親子で読み聞かせなどが楽しめるコーナーも設けられているということでありました。

質疑では、進入道路の幅は当初計画にはなく、杜撰ではないかに対し、建設前の建設委員会の中で全体構想の中に、進入道路の検討は入っていたとのことでありました。

当時は隣接地の用地取得が困難であったため、小学校並列の幼稚園前を通り、裏手にある町道に接続する道路計画であったとのことでありました。

しかし、接続地点が傾斜になることや冬期間には雪の凍結、積雪等が心配されるなど、後の問題点も抱えていたということで、そのようなことで出来るならば、現在の進入道路を幅及び付け替え等を検討し、児童の安全を確保する中で、スクールバスのスムーズな運行と周辺交通対策も含めた計画をしたいとのこと、地権者と長期にわたり交渉してきた背景があるとのことでありました。

結果、地権者との用地取得交渉が成立し、今回の提案になったわけでありました。

また、補償費の中には、家屋等の解体と移転費用も含まれている金額であります。

進入道路の認定が先か後かとの質疑には、今回は公共事業に伴う用地取得になるので、税控除の特例を適用させたいということであり、税務署との協議のもとに租税特別措置法と土地収用法の制度に基づいて、はじめに町道認定を議決し、次に予算の認定をする手続きで適正に行ったとのことでありました。

この度の用地取得にかかる4,332万7千円の捻出は、工事請負費1,025万8千円の減額やプール工事を新築工事予定から改修に変更し、水槽内をステンレス張りにするなどの節約を図る中で、工事費全体額を圧縮に努めたことにより相当する費用で用地取得を行うということであり、予定の総工費の範囲内であるとの説明でありました。

次に、水上給食センター費200万円の増額と新治給食センター費200万円の減額に

ついてであります。水上給食センターでは運転手1名分の増額であり、新治給食センターでは委託料を見直したことによる減額であります。

次に、除細動器借上料5万2千円でございますが、金額が小さくても内容として非常に重要な補正であります。管内小中学校12箇所にリースにて設置する予定であります。

先月5月8日付け新聞記事に「渋川市内の中学校で4月上旬、部活動中に突然、倒れた一年生の女子生徒を先生方が除細動器と心臓マッサージなどで蘇生させ一命を取りとめた」という記事がありました。

除細動器は、心肺停止をした人に電気ショックを与えて、心臓機能を正常化させるもので、この女子生徒の場合、心臓停止から4分後には除細動器が装着できたということで、一般に救急車が駆けつけるまで通報から、到着まで早くても7～10分という中で、この器具の存在、効果は極めて大きいと言えるものがあります。

この4分間が生と死の臨界点であり、今回の補正は渋川市の事例を重んじ速やかに対応した当局、教育委員会の姿勢は会議の中でも多くの賛同があり、保護者に対しても大きな安心感を与えられるものと思われ、評価すべき政策であります。

以上質疑を終わり、討論、採決の結果、本案は多数を以て可決すべきものと決定いたしました。以上申し上げ委員長報告といたします。

議 長 (傳田創司君) 以上で委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより議案第57号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7 番 (原澤良輝君) 委員長報告に対して質疑させていただきます。

歳入20款諸収入関東建設弘済会の公益事業助成金というのが80万円あって、それが20万円減額されて、今度、同款の山岳資料館助成金が400万円増額ということですが、この関係と助成金の主旨というのが分かれば教えていただきたいと思えます。

もう一つは、町道認定に関して総務文教常任委員会で現地調査を実施したということですが、実際には道路がないのに町道を認定したということなのですが、これについての手続き上の問題があると思えます。

もう一つは、報告説明の中で、土地収用法関係ということで税務署と協議をされたらしいのですが、このことは殆ど土地収用法を適用する場合の問題点というのは学校の道路であるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

議 長 (傳田創司君) 総務文教常任委員長根津公安君。

(総務文教常任委員長 根津公安君登壇)

総務文教常任委員長 (根津公安君) はじめに弘済会の関係の減額については、委員会の中では議論されておりませんのでお答えできません。

2番目の関東弘済会の関係については、資料のとおり山岳資料館内の模型ということについても議論がございましたのでお答えできません。

あと、もう一点目の質疑についてもう一度お願いできますでしょうか、確認しますので。

議 長 (傳田創司君) 7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7 番 (原澤良輝君) 町道認定ということで、道がないのに町道として認定することに手続き上の問題がないのかということと、収用法関係の議論がされたということで税務署と相談をされたということですが、学校の用地、道路関係で収用法をかけるほどの問題点があった

のかどうかということです。

議長（傳田創司君） 総務文教常任委員長根津公安君。

（総務文教常任委員長 根津公安君登壇）

総務文教常任委員長（根津公安君） 詳細に質疑はございませんでしたのであまり明確に申し上げられないかもしれませんが、お答えいたします。今回、税控除を対象適用させていきたいということで、まず所得税を控除するというので、それと土地収用法であります、やはり収用法に対しまして、道路認定をしなくてはいけないというところで、先に土地収用法の制度に基づきまして取得をしなければいけないと、この2つを合わせて制度上に基づいて、税控除をしていく上でこれは前橋税務署、また沼田税務署の指導に基づいて、行ったということでありまして、土地取得については、土地収用法の制度を活用したということでありまして、あまり詳細についての議論がされておりましたので、後ほど詳しくご説明したいと思っております。以上です。

議長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7番（原澤良輝君） 土地収用法に関することについては、委員会で問題にならなかったということなものですから、教育長の方にも回答、関連することでお答えいただければ有り難いのですが、収用法を適用する場合は、相当な程度のいろいろな問題点がなければ、適用できないのではないかと私は理解しているのですが、その辺の所はどういうふうに対処をされたのか。それと税金関係が控除されるということは納めないということですから、この間、農村公園公社の会計報告を受けたのですが、町の補助金から受託料に替わった途端に、消費税を払わなくちゃならなくなったということで、財団法人としては、そういう違法行為をしたくないので無理して赤字になるけれども、消費税を支出したという報告も受けています。あまり理由無く土地収用法というのを適用した場合は、税務署が脱税指導したというふうにも思われても仕方がないのかなというふうにも考えているんですけども、よろしくお願ひします。

議長（傳田創司君） 7番原澤良輝君に申し上げます。

ただ今の質疑は、委員長報告に対する質疑のみでありますのでよろしくご理解をお願いしたいと思います。

総務文教常任委員長根津公安君。

（総務文教常任委員長 根津公安君登壇）

総務文教常任委員長（根津公安君） それらに関わる質疑はございませんでしたのでお答えできません。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第57号の質疑を終結いたします。

これより議案第57号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7番（原澤良輝君） 議案57号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算（第1号）について、反対討論を行います。

山岳資料館は、町に寄付された山の資料が散逸しないように保管するために、本年3月にオープンしました。建設には、旧教育委員会や町観光会館の有効利用など様々な意見があり、財政が厳しい中、個人の家を1千万円の経費をかけて改修したり、公共施設の統廃合を言いながら新たな人員配置を行うということは、言っていることとやっていることが逆ではないかというふうに感じます。本補正予算は、都会で谷川岳をアピールするなら別ですが、山がすぐそこにあるのに、なぜ山岳模型が必要なのか疑問に感じます。

個人救済とか、思いつきとか言われても仕方ないのではないかと思います。

さらに新しい施設を作るものであり、新たな人員配置も考えなければならないのではないかと考えます。施設の統廃合を推進する行財政改革大綱の中で集中改革プランを実行することにしていますが、これとも逆行するのではないかと思います。

13日に議案第48号で道路がない町道が認定をされてしまいました。手続きの上には、この道路については無効と考えております。こうした手続きが議会でチェックができなければ、議会の鼎が問われるのではないかと思います。

この無効の道路に関連する予算には賛成できないということを表明して、議員諸兄の賛同をお願いして反対討論といたします。

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

4番山田庄一君。

(4番 山田庄一君登壇)

4番(山田庄一君) 議案第57号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算(第1号)について賛成の立場から討論いたします。

本補正予算において歳出の主なものは、農林水産業費、土木費及び教育費であります。

農林水産業費の農業共済事業事務費負担金は、「三位一体改革」の一般財源化による措置であります。土木費の都市計画図作成業務は合併補助金の交付に伴う補正であり、今後の都市計画事業を進める上で必要不可欠であります。

教育費の新治統合小学校建設事業は、継続費の年度間補正であり、児童が安全な状態で平成20年4月の開校を迎えるために必要な措置であります。

全般にわたり、必要最小限の補正であると認め、本補正予算は可決すべきものとし賛成討論といたします。

議長(傳田創司君) ほかに討論はありませんか。

2番阿部賢一君。

(2番 阿部賢一君登壇)

2番(阿部賢一君) 議案第57号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算(第1号)について賛成の立場から討論いたします。

この補正予算の中には、10款教育費除細動器、通称AEDの町立小中学校への設置リースに関わる経費52万2千円が計上されております。

このAEDに対する保護者の関心は、私が言うまでもなく、昨今大変高く、その設置を求める声が多く聞かれております。

現に先ほど根津総務文教常任委員長の方から報告にありましたように、渋川市では中学一年生の女子生徒の尊い生命を守ることが出来ました。

将来、この町を支える子供たちの尊い生命を守る補正予算と言っても過言ではありません。安心安全な町立小中学校の運営のために、このAEDの設置予算が含まれている本一般会計補正予算に賛成いたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げまして賛成討論といたします。

議長（傳田創司君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第57号の討論を終結いたします。

議案第57号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算（第1号）についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものであります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第57号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

**日程第8 議案第58号 平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算
（第1号）について**

**議案第59号 平成19年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算
（第1号）について**

議長（傳田創司君） 日程第8、議案第58号、平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第59号、平成19年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、以上2件を一括議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

厚生常任委員長中村正君。

（厚生常任委員長 中村 正君登壇）

厚生常任委員長（中村 正君） 本委員会に付託されました議案第58号、平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第59号、平成19年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、委員会における審査の経過と結果について一括にてご報告いたします。

はじめに、議案第58号についてご報告申し上げます。

担当課より詳細説明を受け質疑に入りました。担当課からは、平成18年度事業終了に当たり、幸いにも繰越金が発生したことにより、歳入不足を補う補正内容と、また高額医療費等の支出に対応するための基金の取り崩しを最小限に留めようとする補正内容である旨の説明の後、質疑、討論に入り、反対討論として基金繰入金を減額しているが、その減額分を国保税で減額してもらいたいとの討論の後、採決の結果、本案は多数を以て可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第59号についてご報告申し上げます。

今回の補正予算は、平成18年度事業費の確定により、医療給付費国庫負担金不足分等の受入や支払基金交付金及び県負担金の超過交付分の返還などを内容とする補正予算である旨の説明の後、質疑、討論、採決の結果、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。以上申し上げ委員長報告といたします。

議長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより議案第58号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

8番穂苺清一君。

(8番 穂苺清一君登壇)

8 番 (穂苺清一君) ただ今、「幸いにも繰越金が発生した」ということで今度の補正が組まれているわけですが、3月議会で決まっている予算が、僅か数ヶ月でこういうふうな補正が組まれるという、しかも見てみますと1億1,800万円余の繰越金が補正としてでているわけですが、その辺の根本的理由は何なのでしょう、お聞きしたいと思います。

議 長 (傳田創司君) 厚生常任委員長中村正君。

(厚生常任委員長 中村 正君登壇)

厚生常任委員長 (中村 正君) 先ほど報告いたしましたとおり、18年度における超過分の調整部分でありますので、当初の予算とかけ離れてくるということは現実として毎年あり得ることです。

議 長 (傳田創司君) 8番穂苺清一君。

(8番 穂苺清一君登壇)

8 番 (穂苺清一君) と言うことは、3月の時点で見込みが甘かったということでしょうか。

議 長 (傳田創司君) 厚生常任委員長中村正君。

(厚生常任委員長 中村 正君登壇)

厚生常任委員長 (中村 正君) そこまで審議しておりませんのでお答えすることは出来ません。

議 長 (傳田創司君) ほかに議案第58号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (傳田創司君) ありませんので、これにて議案第58号の質疑を終結いたします。

次に、議案第59号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (傳田創司君) ありませんので、これにて議案第59号の質疑を終結いたします。

議 長 (傳田創司君) これより議案第58号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

8番穂苺清一君。

(8番 穂苺清一君登壇)

8 番 (穂苺清一君) 議案第58号、平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算について、反対討論いたします。これは、みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算についてのことですが、昨年定率減税が半減となりまして、昨年住民税等も異動があり、むしろ値上げになったわけで、本年6月には定率減税の全般によって住民税が大幅に増加するという事態が発生しております。

そういう点で考えると、国民健康保険税の算出基礎、大元である住民税等の問題については、その分減額できるものではないかというふうにも私は考えております。

さらに、この補正の内容が繰越金で先ほども質疑しましたけれども、1億円からの繰越がされるということは、この国民健康保険料の減額も視野に入れた国民健康保険の運営協議会があるわけですが、そういう場でも保険料の値下げについての問題について論議すべきであると考えますし、そういうことを要求しまして反対討論といたします。

よろしく願いいたします。

2 2 番 (阿部源三君) 議長、暫時休憩をお願いいたします。

議 長（傳田創司君） 暫時休憩いたします。

（10時17分 休憩）

（10時22分 再開）

議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議 長（傳田創司君） 先ほど休憩中に、議案第58号の反対討論の中で、穂苅議員の方から年号を「平成19年度」と提案されているものに対しまして、「2007年度」という発言をされましたけれども、この件につきましては、議長権限におきまして、「2007年度」という発言を「平成19年度」と書き換えさせていただき、穂苅議員の先ほどの討論は活かされたということでご理解をお願いしたいと思っておりますが、よろしくお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 引き続きまして、次に賛成討論の発言を許します。

1 番前田善成君。

（1 番 前田善成君登壇）

1 番（前田善成君） 議案第58号、平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険制度は、他の健康保険制度に属さないすべての方々を対象とする国民皆保険の基盤的役割を果たしているため、その制度上、高齢者割合の高いことや、低所得者が多いことなど、厳しい経済情勢の影響を強く受けております。

みなかみ町も保険給付費が大幅に増加しているのに対し、保険税収入が伸び悩み、国保運営に苦慮する中で、基金の取り崩しを行っている状況にあります。

平成19年度予算においても、基金取り崩しや税率改定を視野に入れた中での予算編成となっておりましたが、今回、平成18年度事業の終了にあたり、幸いにも繰越金が発生したことによって、歳入不足を補う補正内容となっており、また高額医療費等の支出に対応するための基金の取り崩しを最小限にとどめようとする補正内容であります。

したがって、国民健康保険事業の運営上、適切な補正と認められますので、平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、賛成の意見を表明し討論いたします。

議 長（傳田創司君） ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第58号の討論を終結いたします。

議案第58号、平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第58号、平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第59号について討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第59号の討論を終結いたします。
議案第59号、平成19年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第1号)について
を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第59号、平成19年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第1号)
については、原案のとおり可決されました。

日程第9 発議第9号 最低賃金の引き上げを求める意見書提出について

議 長(傳田創司君) 日程第9、発議第9号、最低賃金の引き上げを求める意見書提出について
を議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

(事務局朗読)

議 長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、提出者久保秀雄君より提案理由の説明を求めま
す。11番久保秀雄君。

(11番 久保秀雄君登壇)

11番(久保秀雄君) 最低賃金の引き上げを求める意見書提出について、賛同者は、小野章一議
員、倉澤長男議員、島崎栄一議員、河合生博議員、林一彦議員、久保秀雄以上6名であり
ますが、案文を朗読し、提案理由の説明とさせていただきます。

〔最低賃金の引き上げを求める意見書〕

働いても、生活保護水準の収入さえ得られないワーキングプアと呼ばれる人達の増加が
社会問題となる中、最低賃金の引き上げを求める声が強まっている。

最低賃金制度は、労働者の生活安定と地域経済の活性化、企業の公正競争ルール確立
をはかる上で重要な役割を担っている。都道府県ごとに定められる地域別最低賃金は毎年、
中央最低賃金審議会が作成する「目安箱」を参考に、地方最低賃金審議会を経て改定され
ている。しかしながら、その改定は毎年数円と小幅にとどまり、群馬県の最低賃金額は、
時間額654円と著しく低い。そのため、地域のパート、アルバイト、臨時、派遣、請負
などの「非正規」雇用労働者の賃金は低く抑えられ、1ヶ月10万円ほどの生活を余儀な
くされている人が少なくない。こうした貧困の広がり、未婚者の増加や少子化の加速な
ど、この国の社会基盤を危うくさせる重大な原因をつくっている。

については、下記内容を早期に実現するよう地方自治法第99条の規定により意見書を提
出する。

- 記
1. 平成19年度の群馬県最低賃金を生計費原則に基づいて大幅に引き上げること。
 2. 最低賃金法を早期に改正し、だれでもが健康で文化的に働き暮らせる水準を全国
一律で定めること。
 3. 最低賃金制度の周知徹底・監督体制の拡充をはかること。

平成19年6月21日　　みなかみ町議会議長傳田創司

〔提出先〕内閣総理大臣安倍晋三様　厚生労働大臣柳澤伯夫様　群馬労働局長田辺守様
以上であります。

議 長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより発議第9号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて発議第9号の質疑を終結いたします。
これより発議第9号について討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。
8番穂苺清一君。

（8番 穂苺清一君登壇）

8 番（穂苺清一君） 発議第9号、最低賃金の引き上げを求める意見書提出について、これについては賛成の立場で討論をいたします、お間違えのないように。

実は、私も労働者の低賃金の問題について非常に興味を持っており、常日頃いろんな場で相談も受けたりして、これが労働基準法に違反していないか、あるいは憲法で保障されているような労働基本三憲もありますけれども、そういうものがちゃんと行使されているかされていないか、いろんな形でアドバイスをしている経験を持っているわけですが、そういう点で考えますと、労働条件の一番の根幹になります最低賃金654円が群馬県ですけれども、毎年少しずつ徐々には上がってきておりますけれども、やはり今のいろいろな状況で考えると、僅か11万円ぐらいで1ヶ月を暮らさなくてはならないということになると、やはり生活保護水準もすれすれになってしまうのではないかとということも考えますし、むしろここで意見書の中にも書かれておりますが、大幅な引き上げを求めるということについては大いに賛成をするものであります。

せめて私が考えるのは、一人一日8時間労働として、時給1,000円、これを目指して今後引き上げの努力をしていく必要があるのではないかと、国でもこのための法案も準備されているようですから、そういう点では全国的に動きが広まってくると思います。

と同時に、この地域においても、特に町職員の中にも、非正規雇用と言いますか、臨時の人たちもいらっしゃるわけで、そういう点で低賃金でいらっしゃる方についての底上げも考えていかななくてはならない時期ではないかというふうに思います。

そういう点で考えまして、委員会での採択に付されて頂いたことに感謝申し上げまして、賛成の討論に代えさせていただきます。よろしくお願ひします。

議 長（傳田創司君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて発議第9号の討論を終結いたします。
発議第9号、最低賃金の引き上げを求める意見書提出についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第9号、最低賃金の引き上げを求める意見書提出については原案のとおり可決されました。

日程第9 閉会中の継続審査・調査の申し出について

議 長（傳田創司君） 日程第9、閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題といたします。
各委員会委員長より、目下各委員会において、審査・調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

議 長（傳田創司君） お諮りいたします。

各委員会委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

日程第10 字句等の整理委任について

議 長（傳田創司君） 日程第10、字句等の整理委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本議会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり議長に委任することに決定いたしました。

議 長（傳田創司君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

町長閉会あいさつ

議 長（傳田創司君） 閉会にあたり、町長よりあいさつの申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 平成19年6月定例議会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には13日招集以来、本日までの長きにわたり、提案致しました各議案等について熱心にご審議賜わり、誠に有難うございました。何れも可決というご議決を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、「地方自治体財政健全化法」が過日、参議院で可決成立しました。この法律は、自治体本体の収支だけをチェック対象にしている現行の「財政再建団体制度」を改め、公営事業会計や第三セクターを含めた連結ベースで財政状況を把握し、地方自治体の財政破綻を早い段階で食い止めるためにつくられた法律であります。この法律は、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4つの数値を議会に報告し、公表す

ることが義務づけられております。そして何れかの数値が、早期健全化の基準値以上になると「イエローカード」状態と見なされ、「健全化計画」を策定することになります。

さらに、将来負担比率以外の数値が深刻な「財政再生基準値」以上になると「レッドカード」、所謂破綻と見なされて、再生計画が義務付けされます。具体的な基準値は、今年度中に総務省が定め、2008年度の決算から適用されます。

6月16日付けの朝日新聞では、2005年度末時点で全国の1,821市町村の内、普通会計だけの赤字団体は24市町村であるのに、公営事業会計を連結すると164の市町村が赤字団体であったと報道をされました。県内市町村の公表数値を見ますと、普通会計の赤字団体はありませんが、連結収支では2村が赤字団体であり、これらはいずれも観光事業計画の赤字が原因と思われまます。

みなかみ町は、普通会計の実質収支が5億1,300万円の黒字で、連結収支も7億7千万円の黒字となっております。

しかし、上水道には多額の未収金がありますので、これが不能欠損になりますと多額の赤字額を計上することになります。このため、上水道会計の財政健全化計画が急務であります。また本町の実質公債費比率は20.7%で、全国順位はワースト170位であります。現時点では、新たな起債が制限される25%に届いておりませんが、「公債費適正化計画」を策定しなければならない18%を超えております。

そこで、昨年度は「適正化計画」を策定し、その目標値を平成22年度には17.9%とし、地方債の運用に努めているところであります。

新たな「財政健全化法」の数値基準は、これまでの基準が適用されると予測されますので、計画数値の達成ができるように、合併特例債等の運用に知恵を絞っているところであります。

次に、将来負担比率についてであります。現時点ではレッドカードの判断基準から除かれておりますが、イエローカード状態になると、外部監査導入の数値となることが予測されます。これまでに、具体的な判断基準は公表されておりますが、標準財政規模に対する地方債残高と債務補償・損失補償残高等の比率で見ますと、みなかみ町の場合は、2005年度の標準財政規模が88億8千万円であるのに対して、地方債残高が普通会計で184億5千万円、公営事業会計で84億8千万円、債務補償残高等で10億8千万円となっております。したがって、将来の総負担額は約280億円となり、標準財政規模の3.15倍程となっております。この数値の全国順位は公表されておりますが、青森県のワースト5の団体は5～6倍であるとの報道があり、群馬県内でも3倍以上の団体が16団体あると言われております。今後は、総務省において、イエローカードの基準数値が決定されますが、現時点の全国的レベルから判断して、みなかみ町がすぐすぐイエローカードの状態になるとは思っておりません。しかしながら、今後は普通会計だけでなく、公営事業会計等を含めた債務残高等を減らす財政運営が肝要であります。

以上、「地方自治体財政健全化法」の制定に伴う現状と課題について申し述べましたが、今後の財政運営にあつては、「財政再生団体」、所謂「レッドカード」を絶対に受けないことを肝に銘じ、「行財政改革」と地方債残高等の縮減に努めてまいらる決意であります。

結びに、梅雨入りをしましたが、雨天よりも日差しの強い日々が続く、今後の気象状況が心配されます。集中豪雨等による災害が発生しないように祈るばかりであります。

議員各位には、ご自愛の上、今後益々のご活躍をお願い申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶といたします。誠に有り難うございました。

議長閉会あいさつ

議長（傳田創司君） 町長からのご挨拶が終了いたしました。

本日、ここに平成19年第4回（6月）定例会を閉会するにあたり、私からも一言ご挨拶を申し上げます。今期定例会は6月13日から6月21日まで予定された案件、全てを議了し、只今をもって無事閉会の運びとなりました。

定例会中は、終始熱心なご審議を賜るとともに現地調査を含め、議員各位をはじめ当局執行部並びに関係者の皆様には、大変ご協力頂きましたことに厚く御礼申し上げます。

定例会は閉会されましても、各位休養の間もなく、今後の住民生活に影響されると考えられる、県知事選挙が7月22日に、参議院選挙が来月29日に決定の見通しであります。

町の将来をより関心を持たなければならない議員としての立場から、その目的達成に向けて活動を惜しまず住民の先頭に立って頑張りたいと思います。町財政の健全化を優先され、行革元年の意味も当局の苦渋の思いも、町民の中には日増しに理解されてきていると思われます。しかし当局各位におかれましては、今期定例会において成立いたしました諸議案の執行にあたりましては、各議員の意見など十分に尊重されつつ町政各般における向上を期して、みなかみ町が一日も早く発展できますよう、さらなる一層の熱意と努力を払われますようお願い申し上げます。また、私ども議会と致しましてもその立場こそ異なっても求める町や、町民の想い、目的は同じであります。

新しい町づくりの実現に向けてみんなで力を合わせることを確認をしながら、これからの町の将来を重視し、各議員当局関係者におかれましても、多忙な毎日が続くと思われます。また、暑さも一段と増して来ますがお体には充分にご自愛をされまして、益々のご健勝とご活躍をご祈念申し上げ閉会の挨拶といたします。

長期にわたり大変ご協力を下さいまして誠にありがとうございました。

閉 会

議長（傳田創司君） これにて平成19年第4回（6月）みなかみ町議会定例会を閉会いたします。大変、ご苦労さまでした。

（ 10時39分 閉会 ）